**景品表示法※におけるチェックの要点**

（※　正式名称：「不当景品類及び不当表示防止法」（昭和37年法律第134号））

景品購入費（懸賞）に係るチェック要点

【法律上の規制概要】

* 中元セール・歳末セール等で行う抽選会景品等

⇒・ 景品表示法上の「**懸賞**」に該当します。

・ 懸賞は「**一般懸賞**」と「**共同懸賞**」に分かれます。

・ 商店街振興組合及びこれに準ずる任意商店会（30会員以上）は共同懸賞の適用

（共同懸賞の方が一般懸賞より規制が緩和されます。）

・ 小規模の任意商店会は一般懸賞の適用

【景品表示法上の「共同懸賞」の規制】

|  |
| --- |
| 景品類限度額 |
| 最高額 | 総額 |
| 取引価額に関わらず30万円 | 懸賞に係る**売上予定総額の３％** |

【景品表示法上の「一般懸賞」の規制】

|  |  |
| --- | --- |
| 懸賞に係る取引価額 | 景品類限度額 |
| 最高額 | 総額 |
| 5,000円未満 | 取引価額の20倍 | 懸賞に係る**売上予定総額の２％** |
| 5,000円以上 | 10万円 |

**□１　申請者の属性はどうか？**⇒景品類限度額が変わってきます。

|  |  |
| --- | --- |
| 商店街の形態 | 景品類限度額 |
| 商店街振興組合 | 懸賞に係る**売上予定総額の３％（共同懸賞）** |
| 協同組合（会員30名以上） |
| 任意商店会（会員30名以上） |
| 協同組合（会員30名未満） | 懸賞に係る**売上予定総額の２％（一般懸賞）** |
| 任意商店会（会員30名未満） |

なお、任意商店会においても、消費者庁のＱ＆ＡのＨＰによると「地域によっては、商店街の店舗数が30未満の場合もあるかと思われますが、その場合、一律に共同懸賞として実施できないものではなく、地域の実情などを勘案して判断されることになります。」との回答がなされています。

また、商店会（商店街）が共同でイベントを実施することで、共同懸賞の適用を受けられる場合が考えられます。

**□２　共同懸賞を年４回以上行っていないか？**

⇒消費者庁の告示で「中元、年末等の時期において、年３回を限度」とされています。

**□　一般懸賞なので該当なし**

**□３　共同懸賞の場合、「年間通算して70日の期間内」であるか？**

⇒消費者庁の告示で「年間通算して七十日の期間内で行う場合に限る。」とされています。

**□　一般懸賞なので該当なし**

**□４　懸賞期間中の売上予定総額が明確か。**

**□４－１　売上予定総額が明確か。**（売上予定総額から景品類限度額を算出するため）

**□４－２　懸賞期間中の売上予定総額は、加入各店舗の売上予定価格から計算するなど合理的な説明ができるものであるか。**

**□５　申請書の別紙２の景品購入費は適切な額か。**

**⇒別紙２の経費区分中の景品購入費は、売上予定総額から算出された景品類限度額以下か。**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 懸賞期間中の売上予定総額　Ａ | 申請者の属性による割合　Ｂ | 景品類限度額Ｃ＝Ａ×Ｂ | 別紙２景品購入費 |
| 円 | ％ | 円 | 円 |

**□６　取引価額及び抽選要件について明確か。（抽選券及び抽選補助券の発行要件等）**

抽選要件について

**□①　無料にて抽選等が可能（商店街に来ただけで、抽選に参加可能など）**

**□②　○○円お買い上げ（購入）毎に抽選券及び抽選補助券を配布し抽選**

(参考情報)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 券種 | 発行する購入価格（取引価額）Ａ | 発行（印刷）予定数Ｂ | 小計Ｃ＝Ａ×Ｂ |
| 抽選券 | 円 | 枚 | 円 |
| 抽選補助券 | 円 | 枚 | 円 |
| 合計　Ｄ | 円 |

□　上記の場合、合計値Ｄは、前記４の「売上予定総額」以下となっているか。

**□③　○○円お買い上げ（購入）以上で抽選券及び抽選補助券を配布し抽選**

(参考情報)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 券種 | 発行する購入価格（取引価額）Ａ | 発行（印刷）予定数Ｂ | 小計Ｃ＝Ａ×Ｂ |
| 抽選券 | 円 | 枚 | 円 |
| 抽選補助券 | 円 | 枚 | 円 |
| 合計　Ｄ | 円 |

□　上記の場合、合計値Ｄは、前記４の「売上予定総額」以下となっているか。

**□７　景品の最高額は順守されているか。**

　**□７－１　共同懸賞の場合、景品最高額が30万円以下か。**

（参考情報）景品最高額：　　　　　　　　円）

**□７－２　一般懸賞の場合、景品最高額が適正か。**

（参考情報）景品最高額：　　　　　　　　円）

**□７－２－１　無料で抽選等に参加できる場合（前記６－①）、景品最高額は2,000円以下か**

⇒　消費者庁告示で、「購入者を対象とするが購入額の多少を問わないで景品類を提供する場合の「取引の価額」は、原則として、100円とする。」とされているので、景品最高額は、原則として20倍の2,000円が限度となります。

**□７－２－２　取引価額に応じて抽選等に参加できる場合（前記６－②③）、で取引価額が5,000円未満の場合、景品の最高額は取引価額の20倍までとなっているか。**

⇒　取引価額は、前記５－②、③の抽選券発行要件（Ａ欄）により判断できます。

**□７－２－３　取引価額に応じて抽選等に参加できる場合（前記６－②③）、で取引価額が5,000円以上の場合、景品の最高額は10万円以下となっているか。**

⇒　取引価額は、前記５－②、③の抽選券発行要件（Ａ欄）により判断できます。

**□８　景品購入費で計上されていないもので、景品表示法の適用を受けるものの有無**

**□無**

**□有（無料の模擬店における射的や輪投げ等）**

　　⇒　現状、輪投げや射的などの無料で参加できる模擬店商品(景品)の経費は、通常、会場設営費に計上されていますが、景品表示法上の懸賞の規制が適用されます。また、物品ではなくサービスの提供も景品表示法の適用を受けます。上記１～７の観点からのチェックをお願いします。

記念品購入費（総付景品）に係るチェック要点

【法律上の規制概要】

* 来街者全員にプレゼントや先着○名にプレゼント。商店街で○円以上購入でプレゼント。

⇒　景品表示法上の「**総付景品**」に該当します。

【景品表示法上の規制】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 取引価格 | 景品類の最高額 | 備考 |
| 1,000円未満 | **200円**※ | 購入に無関係の場合はこちらが適用＝200円まで |
| 1,000円以上 | 取引価額の2/10 |  |

例外：　創業記念等で提供される物品・サービス

　　※　景品類の価額は、景品類と同じものが市販されている場合は、景品類の提供を受ける者が、それを通常購入するときの価格によることとされています。

景品類と同じものが市販されていない場合は、景品類を提供する者がそれを入手した価格、類似品の市場価格などを勘案して、景品類の提供を受ける者が、それを通常購入することとしたときの価格を算定し、その価格によることとされています。（消費者庁ホームページより）

⇒　景品類と同じものが市販されている場合には、仕入価額ではありません。市販価格になります。

**□１　記念品（総付景品）を配布する場面の確認**

**□１－１　周年事業等で配布**

⇒　消費者庁の告示により、「開店披露、創業記念等の行事に際して提供する物品又はサービスであつて、正常な商慣習に照らして適当と認められるもの」は、景品類の最高額の規制が適用されません。どのような行事かの確認を行うようにしてください。

**□１－２　イベント等の周知のため配布**

⇒　消費者庁の告示により、「見本その他宣伝用の物品又はサービスであつて、正常な商慣習に照らして適当と認められるもの」は、景品類の最高額の規制が適用されません。どのような行事かの確認を行うようにしてください。

**□１－３　上記以外での配布（イベント当日での配布等）⇒景品類の最高額規制あるので注意**

**□２　記念品の内容**

**□２－１　配布する記念品の具体的商品名が明らかか**

**□２－２　配布する具体的記念品が景品表示法の景品最高額規制に違反していないか**

⇒　来街者に無料で配布する場合は200円が限度です。

また、景品類と同じものが市販されている場合には、市販価格が景品最高額規制に違反していないかの判断もしてください。

**□２－３　記念品を仕入れて配布する場合の確認事項**

（下表のような観点で確認・審査をお願いします。）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 記念品名 | 仕入単価※Ａ（参考情報） | 配布数Ｂ | 計Ｃ＝Ａ×Ｂ | 購入価格に応じて配布する場合の購入価格（購入価格によらない場合は記入不要） |
|  | 円 |  | 円 | 円 |
|  | 円 |  | 円 | 円 |
|  | 円 |  | 円 | 円 |
|  | 円 |  | 円 | 円 |
| 記念品購入費総計　Ｄ | 円 |  |

**※　購入価格に関係なく配布する場合、最低限、仕入単価は税込200円を超過しないことを確認してください（最高額規制に注意）**

**□２－４　調理等を行い配布する場合の確認事項**

（下表のような観点で確認・審査をお願いします。）

|  |  |
| --- | --- |
| 配布（提供）品名 | （例：豚汁） |

|  |
| --- |
| 購入価格に応じて配布する場合の購入価格（購入価格によらない場合は記入不要） |
| 円 |

上記、配布（提供）品の作成に係る材料等の確認

|  |  |
| --- | --- |
| 材料名等 | 仕入価格 |
|  | 円 |
|  | 円 |
|  | 円 |
| 総計　Ｅ | 円 |
| 配布数　Ｆ | 人 |
| 単位原価※　G=E÷F | 円 |

**※　購入価格に関係なく配布する場合、最低限、単位原価が税込200円を超過しないことを確認してください（最高額規制に注意）**